

# 育児休業制度等に関するご案内

パパになる従業員向け

新たにお子様を迎える事となった従業員に安心して育児をしていただくために、育児に関する制度を案内します。



## I 子育てに関する制度

### 1. 出生時育児休業（産後パパ育休） ※令和4年10月1日以降の制度です

※産後パパ育休開始前2週間以上前までに申し出てください

子の誕生日から8週間以内で、最大28日取得することができます。2回分割取得も可能です。（分割を希望する場合には、最初の申し出時に申し出てください）

休業期間中に就業が必要な場合には、就業日数や時間に上限がありますので同時に会社に相談してください。

### 2. 育児休業

※育児休業開始前1カ月前までに申し出てください

#### (1) 1歳までの育児休業

1歳に満たない子を養育する従業員は、育児休業を取得する事ができます。（入社1年未満、所定労働日数週2日以下の労働者除く）

育児休業は、子の誕生日から1歳に達する日（子の誕生日前日）までの間で希望する期間を取得する事ができます。

令和4年9月30日までは、子の出生後8週間で1回、子の出生後8週間経過後から1歳までで1回の取得ができます。

令和4年10月1日以降は、子の誕生日から8週間以内に出生時育児休業（産後パパ育休）制度を利用した従業員については、出生時育児休業終了後より子が1歳に到達するまでの期間で、更に2回に分割して取得する事ができるようになります。なお、子の誕生日から8週間以内に出生時育児休業（産後パパ育休）制度を利用しなかった従業員については、子が1歳に到達するまでの間で2回に分割して取得する事ができるようになります。

#### (2) パパ・ママ育休プラス制度

両親ともに育児休業を取得する場合で、一定の要件を満たす場合には、子が1歳2カ月に達する日までの間で、最長1年間育児休業を取得する事ができます。



#### 「要件」

- ①配偶者（ママ）が、子が1歳に達する日以前に育児休業を取得していること
- ②パパ本人の育児休業開始予定日が、子の1歳の誕生日以前であること
- ③パパ本人の育児休業開始予定日は、ママがしている育児休業の初日以降であること

パパ・ママ育休プラス制度を利用して育児休業の取得希望する場合には、配偶者（ママ）の育児休業取得に関する書類の準備が必要になりますので、事前に相談してください。

### (3) 育児休業の延長

子が1歳に達する日（誕生日の前日）、上記（2）のパパ・ママ育休プラス制度を利用している従業員は1歳2カ月に達する日において、保育所に入れない等の事情がある場合には、1歳6カ月に達する日まで育児休業を延長する事ができます。

さらに、1歳6カ月に達する日においても保育所に入れない等の事情がある場合は、最大2歳まで延長することができます。

## 3.相談窓口

制度に関する申し出および相談については、下記担当者にご連絡ください。

担当窓口：総務部管理者

電話番号：0562-85-7475

アドレス：k.k.wm-toyoake2@minos.ocn.ne.jp



## II 休業等に関する社会保険・雇用保険の給付

### 1.出産育児一時金

健康保険の被扶養者である配偶者（ママ）が出産した場合、健康保険より出産一時金（50万円）が支給されます。出産育児一時金は、出産する病院が健康保険より直接給付金を受け取り、出産費用に充てる「直接支払制度」でのやり取りがほとんどとなりますので、本人が直接給付金を受け取る事はまずありません。詳しくは、配偶者が出産される医療機関に相談してください。

### 2.出生時育児休業給付金 ※令和4年10月1日以降の制度です

出生時育児休業（産後パパ育休）を取得した期間が終了した後、要件を満たす（原則出生

時育児休業取得前の2年間において、11日以上出勤した月が12カ月以上ある)従業員(パパ)は、雇用保険より出生時育児休業給付金が本人の口座に支給されます。(最大28日分)支給額は休業前賃金の67%です。

出生時育児休業給付金は、期間中の休業日数が28日の場合には10日を超える場合または、休業日数が28日未満の場合には、「10日×休業日数÷28」で計算された日数を超える就業をした場合には支給されません。また、就業して受けた賃金の額によって、給付額が減額または支給されない場合があります。

### **3.育児休業給付金**

育児休業期間中、要件を満たす(原則育児休業取得前の2年間において、11日以上出勤した月が12カ月以上ある)従業員(パパ)は、雇用保険より育児休業給付金が本人の口座に原則2カ月に1回支給されます。支給額は休業開始日(出生時育児休業期間を取得している場合は、出生時育児休業開始日)から180日間は休業前賃金の67%、181日以降は50%です。

対象者には、休業前におおよその受給予定額およびご準備いただく書類等の詳細をお渡しします。

育児休業給付金は、支給単位期間(1カ月)に10日(10日を超える場合は80時間)を超える日数または時間について就業した場合には支給されません。また、就業して受けた賃金の額によって、給付額が減額または支給されない場合があります。育児休業中の勤務については必ず会社に相談してください。

## **III 休業中の社会保険料等**

### **1.健康保険・厚生年金保険料**

育児休業中の健康保険・厚生年金保険料は、原則として、給与並びに賞与共に月の末日時点で休業している場合について全額免除されます。

なお、令和4年10月1日以降、給与の健康保険・厚生年金保険料については前記の月の末日に加え、月の末日を含まない場合でも、1カ月の期間内で14日以上育児休業を取得している場合には、健康保険料・厚生年金保険料が免除されるようになります。

ただし、令和4年10月1日以降の賞与の健康保険・厚生年金保険料については、賞与支払月の末日を含み、暦日で1カ月間を超える期間について休業している場合にのみ免除されます。

### **2.雇用保険料**

雇用保険料に免除制度はありません。当該月に支払われた賃金がなければ保険料の支払いはありません。

---

## 意 向 確 認 書

私の育児休業制度等の取得意向については以下のとおりです

※該当事項にチェック

- 育児休業を取得予定
- 育児休業を取得する予定はない
- 検討中



意向確認書は令和        年        月        日までに本部へ提出してください。

提出日   ： 令和        年        月        日

所 属       ：

氏 名       ：